

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援)

1 事業の概要

事業所名	社会福祉法人松友会 高齢者生活支援センターらんの里
所在地	〒259-1126 伊勢原市沼目 6-1257
事業者指定番号	1474000062 号
管理者・連絡先	島村 英俊 0463-97-2002
サービス提供地域	伊勢原市

法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人松友会
代表者名	理事長 池田 佳子
本社の所在地・電話	伊勢原市沼目 6-1257 0463-97-2002
業務の概要	* 特別養護老人ホームらんの里 * ケアハウスらんの家 * 通所介護（らんの里） - 地域密着型通所介護（花みずき） * 短期入所生活介護 - 居宅介護支援（らんの里） - 認知症対応型共同生活介護（すずらん・さくら草） - 認知症対応型通所介護（すずらん） - 小規模多機能型居宅介護（さくら草）
* 併設事業所	小規模多機能型居宅介護（オハナ）

2 事業所の職員体制

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の総括
介護支援専門員	4 人	（うち 1 名管理者と兼務、3 名は常勤専従）	ケアマネジメント業務

3 営業日及び営業

平日（月～金）

8：30～17：30

祝祭日は通常営業、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休業とさせていただきます。ただし、電話等により 24 時間常時連絡可能な体制となっています。また、ターミナルケアマネジメント加算の算定においては、必要に応じて居宅介護支援を提供いたします。

4 利用者負担金

- ① 居宅介護支援については、法定代理受理サービスにより介護保険給付が支払われる為、利用者の負担はありません。
- ② 居宅介護支援専門員が通常のサービス提供地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、公共交通機関を利用した実費、また自動車を使用した場合の交通費 1 kmあたり 50 円の支払いが必要となります。
- ③ 前項に規定する費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとします。
- ④ 特定事業所加算（Ⅱ）算定、専門スタッフの配置、24 時間対応体制、困難事例の受け入れ、担当件数の制限等、行っています。

5 指定居宅介護支援の提供方法と内容

- ① 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健・医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するものとします。
- ② 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が受けられるよう指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整を行います。
- ③ 居宅サービス計画の課題分析に当たっては、標準課題分析項目にそって、サービス利用者の有する能力、その置かれている環境、すでにうけている指定居宅サービス等の評価を行い、要介護者等が抱える問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅サービス計画原案を作成するものとします。
- ④ 事業所は、利用者やその家族に対してケアプランに位置付ける居宅サービスについて、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行います。
- ⑤ 介護支援専門員、相談員とサービス担当者会議（原案の説明、同意、交付）の開催場所は相談室とするともに、利用者又は家族の参加も得るものとします。
- ⑥ 居宅サービス計画作成後においても、要介護者等及びサービス担当者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握をし、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等とのその他便宜の提供を行うものとします。
- ⑦ 居宅訪問頻度は月 1 回以上とします。
- ⑧ 利用者が介護保険施設に入所を要する場合は、介護保険施設への入所を配慮します。
- ⑨ （別紙）の通りです。

6 医療機関への連絡

利用者が入院された時は、担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関へご連絡をお願いいたします。

7 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は伊勢原市とします。

8 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。

- ① 事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録します。
- ② 事業所は、利用者に損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

9 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

高齢者生活支援センター らの里	電話番号	0463-97-2002
	FAX番号	0463-97-2112
	責任者	島村 英俊
	対応時間	月～金 8:30～17:30

○ 公的機関においても、次の期間において苦情申し出等ができます。

伊勢原市 長寿介護課	所在地	伊勢原市田中 348 市役所内
	電話番号	0463-94-4722（直通）
	対応時間	平日 9:00～16:30（祝祭日除く）
神奈川県 国民健康保険団体連合会 （国保連）	所在地	横浜市西区楠町 27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	平日 8:30～17:15（祝祭日除く）

10 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 島村 英俊
-------------	-----------

- ② 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待の防止のための指針を整備します。
- ④ 介護支援専門員に対し、虐待のための研修を定期的実施します。
- ⑤ 虐待等を発見した場合には市等へ通報します。

11 守秘義務又は秘密の保持

- ① 介護支援専門員その他事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

12 個人情報の保護

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとします。

13 ハラスメント対策の強化に関する事項

- ① 利用者およびその家族等は、介護支援専門員に対し、その尊厳を傷つける行為、暴言・暴力、セクシャルハラスメント、その他適切なサービス提供を妨げるカスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。
- ② 万が一、前項に該当する行為が認められた場合、介護事業所は速やかに事実関係を調査し、行為者に対して文書等による警告を行います。また、介護支援専門員の安全確保のために複数名での訪問体制への切り替えや、サービスの臨時停止措置を講じる体制をとります。
- ③ 利用者またはその家族等によるカスタマーハラスメント行為が改善されず、信頼関係が著しく損なわれ、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合は、介護事業所は本契約を解除することができます。

14 身体拘束の禁止

事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

15 介護支援専門員の研修について

- ① 採用時研修採用後 採用時 1 ヶ月以内
- ② 虐待防止・身体拘束に関する研修年 1 回
- ③ 権利擁護に関する研修年 1 回
- ④ 認知症ケアに関する研修年 1 回
- ⑤ 介護予防に関する研修年 1 回
- ⑥ 感染症に関する研修年 1 回
- ⑦ ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修年 1 回

16 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じます。

- ① 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ② 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行います。

17 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

18 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医	連絡先
緊急連絡先	氏名	連絡先

説明確認欄 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し交付しました。

事業者 事業者名 高齢者生活支援センター らんの里

説明者 _____ (印)

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 氏名 _____ (印)

代理人又は立会人 氏名 _____ (印)

(別紙)

利用状況報告書

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	24%
通所介護	38%
地域密着型通所介護	14%
福祉用具貸与	62%

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ケアサポートマハロ 21 %	ケアフルライフ 17 %	ケアサポートりんどう 13 %
通所介護	高齢者生活支援センター らんの里 60 %	りんどうデイ りんどう 246 12 %	ケアプロ 21 いせはら 8 %
地域密着型通所介護	花みずき 36 %	アクティブプラザ 愛甲石田 トムデ サービスセンター 18 %	ゆんたく成瀬 ル・パラディ 15 %
福祉用具貸与	有限会社ケアフルホーム 54 %	けやきサポート 20 %	メディケアセンター 平塚 11 %

対象期間 令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月

同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービスによって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等につき十分説明を受けました。